## 軽井沢町で法人名義の住宅(別荘)を申請する方へ

~法人名による「住宅」「別荘」の確認申請の取扱いについて~

## 佐久建設事務所建築課

軽井沢町は、明治時代以来、自然と低層建築物が呼応する別荘地として開発され、 そこに集まる人々による軽井沢の文化と共に育まれてきました。

別荘の所有者は個人のみならず、法人名義による住宅・別荘も多く、軽井沢町の 保養別荘地としての発展に寄与してきています。

しかしながら、法人名義の住宅(別荘)において、当該建物を法人の従業員など 特定多数の者が利用する場合は、当該建物の用途は住宅ではなく「保養所」と判断 され、軽井沢町において大半を占める第一種低層住居専用地域では原則として建築 できません。

建築物の用途はその利用方法により判断されるべきものであるため、確認申請者が法人であっても、その利用方法が社長や役員などの個人住宅(別荘)であれば、 住宅(別荘)と判断されます。

平成 27 年 1 月より、法人名義の住宅(別荘)の確認申請においては、保養所として利用しないことを確認するため、下記のとおり取り扱うことといたしますので、御理解・御協力をお願いします。

なお、この取扱いは建築基準法における建物用途の判断をする上での取扱いですので、他の法令(税法等)等での適用については、御自身で別途確認・検討をしてください。

記

- 1 法人が申請者である住宅(別荘)の確認申請については、その利用方法を記した書面(法人の代表者印を押印したもの)を添付してください。
- 2 利用方法の記載方法は、別紙「利用方法説明書」を参考として下さい。
- 3 平面プランによっては、より詳細な聞き取りをする場合があります。

## 利 用 方 法 説 明 書

佐久建設事務所 建築主事 様

平成〇〇年〇月〇日



利用方法を記載してください。

## (記載例)

本建築物は、当法人が建築主として申請しているものですが、代表取締役である〇〇〇〇が別荘として利用するものであり、他の用途(保養所等)には利用しないことを確約します。